

## 第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年12月16日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之  
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸  
以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹  
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・24 前田 孝幸

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第4号 時効取得による所有権の移転について  
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第5号 買受適格証明願(公売)について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長        それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。  
              なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。  
              本日全員出席ですので、よろしくお願いいたします。  
              議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
              6番 田口 慶則委員、24番 前田 孝幸委員にお願いしたいと思いますので  
              よろしくお願いいたします。  
              本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおり  
              でございますのでよろしくお願いいたします。  
              それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局        議案書の1ページから3ページをお願いいたします。  
              報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
              番号1から19で、件数は19件、合計面積は62,629㎡で、その内訳は田  
              が59,178㎡、畑が3,451㎡でございます。  
              これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し  
              たものであります。
- 4ページをお願いいたします。  
              報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
              番号1から4で、件数は4件、合計面積は11,638㎡で、その内訳は田が7,  
              885㎡、畑が3,753㎡でございます。  
              これらにつきましては、相続の届出でございます。  
              なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります  
              ので、届出人に対して指導しております。
- 5ページをお願いいたします。  
              報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移  
              転）、でございます。  
              番号1と3、一般個人住宅用地  
              番号2、宅地分譲  
              番号4、一般個人住宅用地、進入路、排水路  
              でございます。  
              以上、件数は4件、合計面積は1,555.59㎡で、その内訳は田が476.  
              59㎡、畑が54㎡、その他が雑種地、山林で1,025㎡でございます。
- 6ページをお願いいたします。  
              報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。  
              番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で、取得年月日は平成13年3月1日  
              でございます。  
              番号2、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で、取得年月日は平成13年2月1日  
              でございます。

以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は2件、合計面積は畑で904㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、\_\_\_\_、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田4.5ha、合計4.5ha。

以上、件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、面積 727㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,578㎡、申請地 森町森垣内\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 611㎡ 外2筆、合計面積 1,692㎡。

これにつきましては、受人は、離農予定である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、譲受人については、別冊 議案第6号において、整理番号16、18において、4,424㎡の利用権設定を受けることで下限面積5,000㎡を充たすものであります。

番号2、地区 榊原、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,195㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,862㎡、申請地 榊原町八知山\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 994㎡ 外1筆、合計面積 1,862㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,917㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,934㎡、申請地 一志町波瀬佐野\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,934㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から、耕作利便の良い申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積 373,978㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積678㎡、申請地 白山町稲垣下出\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも

田、面積 678㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積 373,978㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,372.62㎡、申請地 白山町稲垣下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,053㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 八ッ山、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,396㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,048㎡、申請地 白山町八対野下出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 689㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,909㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3,048㎡、申請地 美杉町八知赤滝\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 630㎡ 外2筆、合計面積 1,690㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,418㎡、申請地 美杉町上多気高保田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,418㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、件数は8件、合計面積は11,016㎡で、その内訳は、田が8,635㎡、畑が2,381㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
1番、2番、お願いします。

森委員 7番、森です。12月10日に、事務局と地元推進委員と現地を見てまいりました。現場は\_\_\_\_\_の東500メートルほど行ったところです。この方は畑を借りてやって見えますが、耕作を増やしていきたいということです。事務局説明通りで何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。2番も同じ日の10日に見て参りました。現場は、\_\_\_\_\_近くにあります。事務局説明通りで問題ないと

思います。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。7日に地元推進委員と行って参りました。すでに\_\_\_\_\_が耕作をしております、渡人は贈与と言うことで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。4番から6番お願いします。

西森委員 17番、西森です。12月10日に中谷、西森両委員、地元推進委員、白山事務局のメンバーで見て参りました。4番、5番は同じ場所になります。八ツ山の\_\_\_\_\_の北、端の方になります。現状は田と山林ということで問題ないと思います。6番は出張所から南の方へ100メートルほど行ったところ。現状は畑でそのままされるということで問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。7番、8番お願いします。

結城委員 18番、結城です。7番は10日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で耕作するのが大変ということで譲渡したいということです。8番は地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。渡人は遠方に移住しており耕作することが困難。受人は田舎暮らしに憧れており、宅地と隣接する農地を購入し、農業がしたいと言うことでございます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 上多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気馬場\_\_\_\_\_、

台帳地目 田、現況地目 畑、面積 201㎡。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 上多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気馬場 \_\_\_\_\_、  
台帳地目・現況地目とも畑、面積 314㎡。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は515㎡で、その内訳は田が201㎡、畑が314㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。  
1番、2番お願いします。

結城委員 18番、結城です。10日に地元推進委員、事務局で現地を確認して参りました。  
貸していた土地が返還されてきたので、駐車場にしたいということです。2番も同じ所で、\_\_\_\_の道の真下で、\_\_\_\_が返還されて更地になった。\_\_\_\_の  
駐車場にしたいということです。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町西藤谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 85㎡ 外2筆、合計面積 198㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。自家用の駐車場として、3台程度の車両を駐車できるスペースを確保するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 庄田町若林 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 290㎡ 外4筆、合計面積 1,409㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を共同住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太八反田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 919㎡ 外1筆、合計面積 2,733㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。

現在、市の指導要綱に基づく協議中であるため、確認され次第、農地部会審議後に同時許可となる予定です。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町庄村日置前 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 292㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5と6は関連する案件ですので、まとめて説明します。

番号5、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 654㎡。

番号6、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 471㎡。

これらにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を公園用地とするものです。

受人は、隣地で美術館を運営しており、屋外展示などに利用できる私設公園として整備する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大三、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町二本木向 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発

電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.40㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含め、転用面積の67.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は5,892㎡で、その内訳は田が3,494㎡、畑が2,398㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日に現場を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、私、事務局で見て参りました。事務局説明通り問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 2番、お願いします。

森委員 7番、森です。12月10日午後から現地調査に行つて参りました。諸戸さん、私、事務局、地元推進委員で見て参りました。この土地は私が以前あたっていた田んぼでして、耕作に苦勞していたもので、返したのです。今度アパートを建てるといふことで、事務局説明通り何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。番号3、12月10日に守山会長、諸戸部会長、宮本委員、地元推進委員、事務局とで現地を確認しました。建売分譲地にするといふことで、事務局の説明通り、何ら問題ないかと思ひます。番号4、これも同じ日に守山会長、諸戸部会長、宮本委員、地元推進委員と現地を確認しました。事務局の説明通り何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、6番、7番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。5番と6番について、12月10日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山事務局と見て参りました。場所は\_\_\_\_\_の東200メートルほどのところ。事務局の説明通り、受人の\_\_\_\_\_の付帯施設といふことで、何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願いします。7番ですが、これも10日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局で見て参りました。場所は\_\_\_\_\_の西600メートルほどのところ。事務局の説明通り、問題ないかと思ひますのでよろしくお願いします。

議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
事 務 局	白山事務局です。7番の転用について説明させていただきます。中谷委員から説明があったように、10日に現地確認させていただきました。転用するにあたっての周辺農地への支障については、基本的には問題が無いと確認して参りました。その場で推進委員から意見が出ましたのは、近隣の住民への説明について不十分であると地元から聞いておるとの意見がありましたので、施工業者に対しては、計画を進めるについては、住民への丁寧な説明と、慎重な事業推進をお願いしますと伝えました。併せまして、翌月曜日、火曜日におきましては、総合支所の窓口にて、地元自治会の方から、自治会長と住民数名が質問という形で見えて、現地確認の様子とか、申請書の内容について問いがありました。地元としては事業者に対して不安感がある、丁寧な説明をしてもらっていないとして、地元としては反対であると、2日間に渡って強く意見を頂いた事実がありますので報告いたします。
議 長	それから事業者は地元へは説明行ったのですか。
事 務 局	その後、事業者が地元へ説明に行ったとは聞いておりません。
中谷委員	地元推進委員が自宅に見えまして、地元の話があったような、無かったような内容だった。一部の方はちゃんと通知という形でもらった方があったようですが、十分話を聞いていない、事業そのものも十分説明がなされていない、と言うことを聞きました。十分説明していないのに、申請書には説明済みであると書いてあったということで、その点はどうかと言われました。農業委員会としましては、申請が上がってきた段階で、不備が無ければ、問題ないと処理する。住民への説明という部分では、農業委員会の問題では無くなるので、地元と協議してくださいと地元推進委員には説明をしました。地元推進委員は分かったと言ってもらったものの、納得がしがたい様でした。
事 務 局	私の方から行政書士さん、施工業者さんに話を聞きました。行政書士さんは、対面での説明は難しいということで、書類は申請地の隣地に当たる方には送付しており、なにかあれば質問はお受けするとしていました。施工業者は地元との接触を試みていたのですが、すり合わせは中々出来ていない模様です。太陽光施設を作るにあたって地元との協定を結ぶことが、地元と業者、双方からあるので、今後すり合わせをして行くであろうと思います。
中谷委員	地元推進委員の実家がお隣なんです。そこには説明があったような無かったようなという感じがします。しっかりした説明は無かったということなんです。何年も前に、会長も部会長も行ってもらった、_____の太陽光は頓挫して、一部はできたんやけど、その近くですもんで、元々自治会は反対していた。今回、どこまで自治会に説明があったか、地元で説明があったのかどうかは把握できてない。書類上不備は無いですし、周りに農地があるわけでもないの。
議 長	前のことがあるから余計に。

守山委員	譲渡人は。
中谷委員	地元に見えないんです。周りは宅地ばかりで、農地があっても畑。宅地ばかりの中に太陽光ができるので地元は嫌がっておるんです。地元推進委員の話では、太陽光ができる隣に家があるし、北側にも新築ができる。太陽光の周りはみんな家になってきます。そんなところに作ってもらうのは困るという話は地元推進委員から聞きました。農業委員会の場では無く、場所を変えて話し合ってもらいたいと地元推進委員には話をしました。
議 長	他に意見はありませんか。
守山委員	要件が整っている以上、許可せざるを得ない。
結城委員	許可しないとはいえない。
中谷委員	こういう事例もあるということを知って頂きたい。
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 川口、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町川口宮ノ後_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 500㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。  以上、件数は1件、合計面積は田で500㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思ひます。

中谷委員	16番、中谷です。10日に西森、中谷両委員と地元推進委員と白山の事務局とで現地を確認して参りました。場所は_____から250メートルほどのところで、借人は貸人の_____で、同居しておりました。今回隣の土地に家を建てるといふことで何ら問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 買受適格証明願（公売）について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページをお願いいたします。 議案第5号 買受適格証明願（公売）について、でございます。 番号1、地区 竹原、申請地 美杉町竹原宮ノ下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積344㎡ 外1筆、合計面積 900㎡。願出人 _____。 これにつきましては、名古屋国税局が行う不動産公売に参加するための証明願になります。 営農拡大を目的としており、農地法第3条の許可申請が添付されております。  以上、件数は1件、面積は田で900㎡でございます。 この案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思いをします。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で55,166㎡、畑の賃貸借、使用貸借で11,047㎡、契約件数は37件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で60,012㎡、畑の使用貸借で2,111㎡、契約件数は19件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で55,797㎡、畑の使用貸借で1,870㎡、契約件数は26件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて172,975㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて15,028㎡、合計契約件数は82件、合計面積は188,003㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区27件、一志地区13件、白山地区15件で、合計55件、合計面積は143,788㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で67.1%、面積で76.5%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。  以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。
	午後2時53分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。  
令和3年12月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_